

戸籍証明書等請求書（個人用・郵送用）

三原市長 様

令和 年 月 日

どなたの証明が必要ですか（証明が必要な人）

本籍	広島県三原市 (町) (丁目) (番地) (番)
ふりがな 筆頭者の氏名 (戸籍のはじめに書いてある人)	※死亡されていても変わりません 個人事項証明・抄本・身分証明書・附票（個人）のとき ふりがな 証明する人の氏名 年 月 日生まれ

何が必要ですか

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニで戸籍証明書（戸籍謄本・戸籍抄本・附票）が取得できます！
※コンビニ交付について、詳しくは、市民課戸籍係（0848-67-6175）までお問い合わせください。

必要な書類および通数				相続の場合は、必ず記入してください	
区分	全部事項証明 (謄本)	個人事項証明 (抄本)	三原市の 手数料 (1通当たり)	※提出先から内容について指定があった場合は詳しくご記入ください。	
戸籍	通	通	450円	被相続人（死亡した人）	
改製原戸籍 (平成・昭和)	通	通	750円	被相続人（↑）の死亡に伴う手続で、 <input type="checkbox"/> 死亡した人の 出生～死亡の連続した戸籍が () セット必要 <input type="checkbox"/> 死亡した人の () ～ () の 戸籍が () セット必要	
除籍 (死亡・転籍)	通	通	750円	<input type="checkbox"/> 死亡が記載されている戸籍が () 通必要 <input type="checkbox"/> () と () の関係が 分かる戸籍が () 通必要	
戸籍の附票	通	通	200円	※戸籍の附票を申請される方は、証明が必要な住所を必ずご記入 ください。	
本籍・筆頭者記載の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			住所①	
在外選挙人登録情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			住所②	
身分証明書		通	200円	住所③	
独身証明書	本人のみ請求可(代理請求は不可)	通	200円	<input type="checkbox"/> 令和元年6月20日保存年限が改正される前の住民基本台帳 法施行令第34条の規定により廃棄済みとなっている場合は、 戸籍の附票の交付をすることができません。 その場合、廃棄証明書が必要ですか？	
その他証明書 ()		通	円	廃棄証明書の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用目的	※詳しくご記入ください。				

※直近2週間以内に戸籍届出を行った場合は、届出種類・届出年月日・届出先を必ず記入してください。

届出種類	() 届	届出年月日	令和 年 月 日	届出先	() 役所
------	-------	-------	----------	-----	--------

どなたが請求されますか（請求者）

住所	〒				
ふりがな 氏名	印	生年月日	年 月 日	証明が 必要な 人との 続柄	
電話番号	平日の昼間連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。				
	(自宅・本人携帯)	-	-	(自宅)	(勤務先会社名)
	(の携帯)	-	-	TEL - -	TEL - -

◎第三者請求の場合は、根拠となる資料等の添付が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

電子申請もご利用ください。
(三原市ホームページより申請できます)

《郵送による請求方法》

戸籍等は本籍地の市区町村へ、住民票は住所地の市区町村へ次の書類をそろえてご請求ください。
(日数に余裕をもって請求してください。)

① 戸籍証明書等請求書	□必要事項を必ずご記入ください。
② 手数料(定額小為替) ※発行から6ヶ月以内のもの ※何も記入しないでください (郵便局窓口で販売しています) 販売時間帯：平日9時～16時	□切手や収入印紙では受付できません。 □おつりがある場合は定額小為替で返送します。 □相続関係の戸籍を請求する場合は手数料を多めにご準備ください。 □手数料が不足の場合は、不足分の金額をご連絡いたしますので、追加で送付してください。(手数料が全て整ってからの交付となりますのでご了承ください。)
③ 返信用封筒 (切手を貼り付けて 住所、氏名を記入したもの)	□送付先は住民登録地(住民票があるところ)となります。 □請求者の住民登録地以外には送付できませんのでご注意ください。 □お急ぎの場合は、返信用封筒に速達分の切手を貼付けてください。 □郵便物の追跡が必要な場合は、返信用封筒をレターパック等でご準備ください。
④ 請求者の本人確認書類 (右記いずれか1点)	□運転免許証の写し(裏書がある場合は、裏面のコピーも必要です) □マイナンバーカードの写し(通知カードは本人確認書類として取り扱えません) □資格確認書の写し等(住所・氏名が確認できるもので有効期限内のもの) ※本人確認書類の返却を希望される方は、その旨記載してください。
⑤ 証明が必要な人と請求者の関係が記載された戸籍・証明書等	□附票の請求に限り、三原市の戸籍等で続柄が確認できない場合は、請求者との続柄が確認できる戸籍等が必要となります。(確認できる場合は戸籍等の添付は省略できます。) □外国籍の方で直系の方が請求される場合、請求者と対象者の続柄が確認できる証明書等が必要となります。
⑥ 委任状 権限確認書類	□直系親族以外の方が代理で請求する場合は、委任状が必要です。(第三者請求は除く。) □成年後見等の法定代理人の場合は、権限確認書類(3ヶ月以内の登記事項証明等の原本)が必要となります。

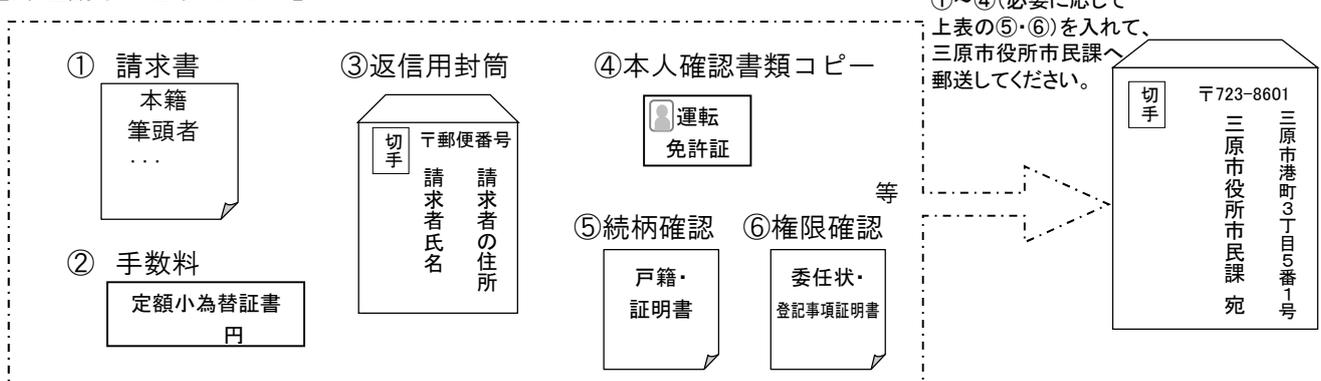
【戸籍の電算化(平成改製)について】

三原市では、次のとおり戸籍を電算化しました。

旧三原市	平成8年3月30日
旧本郷町	平成9年3月22日
旧久井町	平成8年10月26日
旧大和町	平成16年12月4日

※この日までに、死亡や婚姻等でその戸籍から除かれている方は、改製後の戸籍には記載されません。

【郵送請求に必要なもの】



【お問い合わせ先】

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
三原市役所生活環境部市民課(郵送担当)
TEL 0848-67-6262/FAX 0848-67-6062